



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 政治倫理の確立のための沖縄県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (秘書課) 1
- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課) 2
- 沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (福祉政策課) 7
- 児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 7
- 沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (労働政策課) 8

告 示

- 民有保安林の指定の解除 (森林管理課) 8
- 沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程の一部を改正する告示 (中小企業支援課) 8
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料及び利用料金の承認 (文化振興課) 9
- 県道路線の認定 (道路管理課) 12
- 県道路線の廃止・2件 (道路管理課) 13
- 道路の区域の決定 (道路管理課) 13

公 告

- 鳥獣保護管理事業計画の決定 (自然保護課) 14
- 開発行為に関する工事の完了・3件 (建築指導課) 14

訓 令

- 沖縄県普通財産貸付規程の一部を改正する訓令 (管財課) 15

議 会 事 項

- 沖縄県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示 15

教 育 委 員 会 事 項

- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 16

規 則

政治倫理の確立のための沖縄県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第11号

政治倫理の確立のための沖縄県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための沖縄県知事の資産等の公開に関する条例施行規則 (平成7年沖縄県規則第72号)の一部を次のように改正する。

分	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		

第3号様式中	離	長 期 譲 渡 所 得			を
	課	株式等の事業・譲渡・雑所得			
	税	上場株式等の配当所得			
		先物取引の事業・譲渡・雑所得			

分 離 課 税		土 地 等 の 事 業 ・ 雑 所 得		
		短 期 譲 渡 所 得		
		長 期 譲 渡 所 得		
		一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
		上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
		上場株式等の利子・配当所得		
		先物取引の事業・譲渡・雑所得		

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第12号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（在級期間表）」に改め、同条中「級別資格基準表」を「在級期間表」に改める。

第6条第1項中「級別資格基準表に定める基準」を「その者の勤務成績及び在級期間表に定める在級期間」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（降格）

第6条の2 現業職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められるときにその者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 現業職員を降格させた場合におけるその者の号給の決定については、人事委員会規則第23条の2第1項の適用を受ける一般職の職員の例による。この場合に用いる降格時号給対応表は、別表第5の2のとおりとする。

第7条第2項中「4号給」を「4号給とする」に、「2号給」とするを「昇給しない）」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（降号）

第7条の2 沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）第3条第3項の規定により現業職員を降号させる場合におけるその者の号給の決定については、人事委員会規則第40条の適用を受ける一般職の職員の例による。

附則第2項中「昇給させるか否か及び」を削り、「当分の間」を「平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は」に、「4号給」を「4号給とする」に改め、「（以下次項において「昇給抑制年齢現業職員」という）」を削り、「2号給」とするを「昇給しない）」に、「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成26年沖縄県人事委員会規則第12号。）附則第2項」を「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成29年沖縄県人事委員会規則第4号）附則第4項」に

改める。

附則第3項を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

現業職給料表在級期間表

職務の級			
2級	3級	4級	5級
6	3	7	4

備考 別表第4現業職給料表初任給基準表の職名欄の「運転士」以外の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等に掲げる学歴免許等の区分が「中学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「6」とあるのは「9」とする。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第5の2（第6条の2関係）

降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	29	49	45
22	58	30	50	46
23	59	31	51	47

24	60	32	52	48
25	61	33	53	50
26	62	34	54	52
27	63	35	55	54
28	64	36	56	56
29	65	38	57	59
30	66	40	58	62
31	67	42	59	65
32	68	44	60	68
33	69	45	61	71
34	70	46	62	74
35	71	47	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	53	69	101
42	78	54	70	101
43	79	55	71	101
44	80	56	72	101
45	82	57	73	101
46	84	58	74	101
47	86	59	75	101
48	88	60	76	101
49	90	62	77	101
50	92	64	78	101
51	94	66	79	101
52	96	68	80	101
53	98	70	81	101
54	100	72	82	101
55	102	74	83	101
56	104	76	84	101
57	107	78	85	101
58	110	80	86	101
59	113	82	87	101
60	116	84	88	101

61	118	88	90	101
62	120	92	92	101
63	121	96	94	101
64	121	100	96	101
65	121	104	98	101
66	121	108	100	101
67	121	112	102	101
68	121	116	104	101
69	121	123	105	101
70	121	130	106	101
71	121	137	107	101
72	121	137	108	101
73	121	137	110	101
74	121	137	112	101
75	121	137	114	101
76	121	137	133	101
77	121	137	133	101
78	121	137	133	101
79	121	137	133	101
80	121	137	133	101
81	121	137	133	101
82	121	137	133	101
83	121	137	133	101
84	121	137	133	101
85	121	137	133	101
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	
93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	

98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			

135	121			
136	121			
137	121			

備考 この表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第13号

沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成5年沖縄県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(4)中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第14号

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則（昭和53年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び法第33条の6第1項に規定する住居（以下「自立援助ホーム」という。）	を	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び法第33条の6第1項に規定する住居（以下「自立援助ホーム」という。）	に改め、同表備考1
---	---	--	-----------

中「第318条の8」を「第314条の8」に、「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同表備考2の(2)中「第2項及び第6項」を「第2項、第6項及び第24項」に改め、同表備考2の(3)中「並びに所得税法等の一部を改正する法律」を「、所得税法等の一部を改正する法律」に改め、「第60条第1項」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条、第80条、第81条及び第82条第1項」を加え、同表備考3中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改め、同表備考4の(4)中「している児童福祉法」を「している法」に改め、同表備考5中「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に、「徴収金基準額の合算額」を「徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額」に、「、児童福祉法」を「、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法」に、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」を「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」に、「（児童福祉法）を」（法）に改め、同表備考6中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表第2備考1中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表備考2中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1備考1及び同表備考2の改正規定、同表備考3の改正規定（「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める部分を除く。）、同表備考4の改正規定、同表備考5の改正規定（「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改める部分を除く。）並びに別表第2備考2の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第15号

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立浦添職業能力開発校の項中

普通課程	自動車整備科	2年	25
	建設機械整備科	1年	20

を 「普通課程 自動車整備科 1年 25」 に改

める。

別表第2 沖縄県立具志川職業能力開発校の項中

短期課程	建設機械整備科	1年	25
	設備システム科	1年	25

を 「短期課程 設備システム科 1年 25」 に改

め、同表沖縄県立浦添職業能力開発校の項中

短期課程	板金溶接科	1年	25
	建設機械整備科	1年	20

を 「短期課程 建設機械整備科 1年 20
板金溶接科 1年 25」 に改

める。

別表第3中「造園科」を「造園ガーデニング科」に、「電管施工科」を「電気システム科」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第224号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡恩納村字谷茶水釜原1420番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第225号

沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程の一部を改正する告示

沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付規程（昭和58年沖縄県告示第469号）の一部を次のように改正する。

第1条中「もつて」を「もって」に改める。

第3条中「8年以内」を「11年以内」に改める。

第9条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第2号様式中「あつた」を「あった」に、「したがつて」を「したがって」に改める。

第5号様式中「あつた」を「あった」に改める。

附 則

この告示は、平成29年 4月 1日から施行する。

沖縄県告示第226号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項及び第19条第3項において準用する第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料及び利用料金を承認した。

平成29年 3月31日

沖縄県文化観光スポーツ部長 前 田 光 幸

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料及び利用料金の適用年月日 平成29年 4月 1日
- 4 観覧料の額
 - (1) 常設展

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	410円	330円
	大学生及び高校生	260円	210円
	中学生及び小学生	150円（県外の中学生及び小学生に限る。）	120円（県外の中学生及び小学生に限る。）
美術館施設	一般	310円	250円
	大学生及び高校生	210円	170円
	中学生及び小学生	100円（県外の中学生及び小学生に限る。）	80円（県外の中学生及び小学生に限る。）

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。
- (2) 1年間を通して常設展、企画展又は特別展を観覧しようとする場合の観覧料

区分		観覧料の額（1人につき）		
		一般	大学生及び高校生	中学生及び小学生
博物館施設	常設展	1,200円	750円	450円（県外の中学生

	常設展、企画展及び特別展	3,900円	2,500円	及び小学生に限る。)
美術館施設	常設展	900円	600円	1,400円（県内の中学生及び小学生にあつては、1,050円）
	常設展及び企画展	4,100円	2,800円	300円（県外の中学生及び小学生に限る。）
				1,500円（県内の中学生及び小学生にあつては、1,200円）

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

5 利用料金の額

(1) 施設利用料金

ア 博物館施設利用料金

区分		利用料金の額（1日につき）
企画展示室	入場料を徴収しない場合	29,330円
	入場料を徴収する場合	87,990円
特別展示室	入場料を徴収しない場合	38,410円
	入場料を徴収する場合	115,220円
実習室	入場料を徴収しない場合	9,720円
	入場料を徴収する場合	29,160円
講座室	入場料を徴収しない場合	17,170円
	入場料を徴収する場合	51,510円

イ 美術館施設利用料金

区分		利用料金の額（1日につき）
県民ギャラリー1		8,580円
県民ギャラリー2		7,940円
県民ギャラリー3		7,940円
県民ギャラリースタジオ		8,850円
県民アトリエ	入場料を徴収しない場合	7,060円
	入場料を徴収する場合	21,170円
子供アトリエ	入場料を徴収しない場合	7,560円
	入場料を徴収する場合	22,680円
企画展示室1	入場料を徴収しない場合	33,070円
	入場料を徴収する場合	99,190円

企画展示室 2	入場料を徴収しない場合	41,020円
	入場料を徴収する場合	123,080円
講座室	入場料を徴収しない場合	9,830円
	入場料を徴収する場合	29,480円

ウ その他施設利用料金

区分		利用料金の額（1時間につき）
講堂	入場料を徴収しない場合	3,680円
	入場料を徴収する場合	11,010円

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 利用料金が1時間を単位として定められている施設等の利用者が許可された利用時間を超過して当該施設等を利用する場合における利用料金は、この表の区分に従い、次のとおりとする。
 - 午前9時から午後6時（金曜日及び土曜日にあつては、午後8時）までの間は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める額の2分の1の額に100分の120を乗じて得た額
 - 午後6時（金曜日及び土曜日にあつては、午後8時）後は、超過時間30分間（30分間に満たない端数は、これを30分間とする。）につき、当該区分に定める額の2分の1の額に100分の150を乗じて得た額

(2) 附属設備利用料金

ア 附属設備（冷房設備を除く。）の利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額
舞台器具	演台	1台	330円
	花台	1台	110円
	司会台	1台	160円
音響器具	メインスピーカー	1式	1,080円
	コンデンサーマイク	1本	330円
	ワイヤレスマイク	1本	650円
	ダイナミックマイク	1本	220円
	ビデオテープレコーダー	1台	760円
	DVDプレーヤー	1台	1,350円
	CD、MDプレーヤー	1台	430円
	HD/DVDレコーダー	1台	1,350円
照明器具	ポーターライト	1列	330円
	サスペンションライト	1列	540円
	アッパーホリゾンライト	1列	760円

	シーリングライト	1 列	650円
	センターピンスポットライト	1 台	430円
その他	書画カメラ	1 台	860円
	ビデオプロジェクター	1 台	1,510円
	電動スクリーン	1 式	1,190円

備考 附属設備利用料金は、1ステージごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。

イ 冷房設備の利用料金

区分		単位	利用料金の額
博物館施設	企画展示室	1時間までごとに	650円
	特別展示室	1時間までごとに	850円
	実習室	1時間までごとに	200円
	講座室	1時間までごとに	350円
美術館施設	県民ギャラリー1	1時間までごとに	180円
	県民ギャラリー2	1時間までごとに	170円
	県民ギャラリー3	1時間までごとに	170円
	県民ギャラリースタジオ	1時間までごとに	190円
	県民アトリエ	1時間までごとに	150円
	子供アトリエ	1時間までごとに	170円
	企画展示室1	1時間までごとに	730円
	企画展示室2	1時間までごとに	910円
	講座室	1時間までごとに	210円
その他施設	講堂	1時間までごとに	610円

沖縄県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定により、県道の路線を次のとおり認定した。

なお、関係図書は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
256	豊見城糸満線	豊見城市	
		糸満市	

沖縄県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の県道の路線を廃止する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
68	68号線	豊見城市字名嘉地	
		豊見城市字上田	

沖縄県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の県道の路線を廃止する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
194	鏡原増原線	宮古島市平良字下里	
		宮古島市平良字東仲宗根添	
195	野原越七原線	宮古島市平良字西里	
		宮古島市平良字下里	
200	川満山中線	宮古島市下地字川満	
		宮古島市平良字下里	

沖縄県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成29年 3月31日から同年 4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成29年 3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 豊見城糸満線
- 3 区域の決定区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	敷地の幅員	延長
豊見城市字高安414番 1 から 糸満市字真栄里376番 1 まで	10.0m ～ 56.8m	8,258.9m

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条の規定により、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間における第12次鳥獣保護管理事業計画を定めた。

なお、当該計画に係る計画書を沖縄県環境部自然保護課において縦覧に供する。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年12月9日 沖縄県指令土第989号、平成22年11月18日 沖縄県指令土第909号（変更）、平成23年7月1日 沖縄県指令土第677号（変更）、平成24年11月15日 沖縄県指令土第1157号（変更）、平成25年9月12日 沖縄県指令土第1089号（変更）、平成29年1月4日 沖縄県指令土第7号（変更）、平成29年3月13日 沖縄県指令土第192号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字田場994番1ほか224筆（第五工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市字田場987番地1 有限会社前堂建設 代表取締役前堂勝次
- 5 検査済証番号 平成29年3月17日 第4352号
- 6 工事完了年月日 平成29年1月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年5月31日 沖縄県指令土第476号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長東28番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字翁長493番地 城間シズ
- 5 検査済証番号 平成29年3月22日 第4353号
- 6 工事完了年月日 平成29年3月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年6月15日 沖縄県指令土第510号、平成28年10月31日 沖縄県指令土第821号（変更）、平成29年3月3日 沖縄県指令土第158号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 嘉手納町屋良一丁目31番1ほか7筆（幼稚園一工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 嘉手納町字嘉手納588番地 嘉手納町長 當山宏
- 5 検査済証番号 平成29年3月23日 第4354号
- 6 工事完了年月日 平成29年3月13日

訓 令

沖縄県訓令第9号

知 事 部 局

沖縄県普通財産貸付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県普通財産貸付規程の一部を改正する訓令

沖縄県普通財産貸付規程（昭和53年沖縄県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総務部長」を「沖縄県部等設置条例（昭和47年沖縄県条例第32号）の規定により設置された公室及び部の長（以下「部長等」という。）」に改める。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 売却又は交換を前提として6月以内の期間に限って貸し付ける場合
- (2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設の用に供する場合
- (3) 材料置場、駐車場、展示場その他の建物の所有を目的としない用途として貸し付ける場合
- (4) 専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものを除く。）の所有を目的とし、借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項の規定により貸し付ける場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に知事が必要と認める場合

第9条第2項中「場合は」の次に「、必要に応じて」を加え、「諮った後」を「諮り」に改め、「総務部長の決裁を得て」を削る。

第12条中「総務部長」を「部長等」に改める。

第13条第1項及び第2項中「総務部長」を「部長等」に改め、同条第3項中「総務部長」を「部長等」に、「再び督促」を「催告」に、「当該督促に」を「当該催告に」に改める。

第14条中「管財課長」を「課長（沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）第249条に規定する課長をいう。）及び出先機関（沖縄県行政組織規則第5条に規定する機関をいう。）の長」に、「総務部長」を「部長等」に改める。

第20条第2項中「の増築」の次に「又は一部の改築」を、「増築部分」の次に「又は改築」を加える。

第21条第1項中「（平成3年法律第90号）」を削る。

第22条中「総務部長」を「部長等」に改め、「ときは」の次に「、総務部長と協議の上」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令の施行の日の前日までに貸し付けられた普通財産については、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議 会 事 項

沖縄県議会告示第1号

沖縄県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月31日

沖縄県議会議長 新 里 米 吉

沖縄県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

沖縄県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成7年沖縄県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3中

分 離 課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		

を

分 離 課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		

に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

教育委員会事項

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会規則第2号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

教育職員免許法施行法施行規則（昭和29年文部省令第27号）	施行法施行規則	を
-------------------------------	---------	---

教育職員免許法施行法施行規則（昭和29年文部省令第27号） 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号） 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）	施行法施行規則 特例法 特例法施行規則	に改める。
---	---------------------------	-------

第3条第1項第6号を次のように改める。

(6) 学力に関する証明書

第3条第1項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の出願にあつては、特例法施行規則第4条第1項に規定する介護等の体験に関する証明書（特例法第2条第3項に規定する者に該当するものにあつては、その事実を証する書類）

第8条第1項各号中「単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改める。

第9条第6号を次のように改める。

(6) 学力に関する証明書

第9条の2第6号を次のように改める。

(6) 学力に関する証明書

第11条中第9号を削り、第10号を第9号とする。

第13条第1項第9号を次のように改める。

(9) 学力に関する証明書

第13条第2項第3号を次のように改める。

(3) 学力に関する証明書

第19条中「上級の免許状を受けようとする者及び他の教科についての免許状」を「普通免許状」に改め、同条第6号中「特別支援学校の」を「特別支援学校教諭の」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 免許法別表第8関係

免許法施行規則第18条の2、第18条の4及び第18条の5の規定による場合

ア 幼稚園教諭二種免許状を受けようとする場合

有することを必要とする学校の免許状	在職年数	受けようとする免許状に関する勤務年数	最低修得単位数	
			教職に関する科目（教育課程及び指導法に関する科目のうち保育内容の指導法）	合計
小学校教諭普通免許状	3以上	1以上	3	3

イ 小学校教諭二種免許状を受けようとする場合

有することを必要とする学校の免許状	在職年数	受けようとする免許状に関する勤務年数	最低修得単位数			
			教職に関する科目			合計
			教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目		
			各教科の指導法	道徳の指導法		
幼稚園教諭普通免許状	3以上	1	7	1	2	10
		2以上	5	1	1	7
中学校教諭普通免許状	3以上	1	7	0	2	9
		2以上	5	0	1	6

備考 各教科の指導法の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち3以上の教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあつては生活を、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあつてはその免許教科に相当する教科を除く。）についてそれぞれ1単位又は2単位を修得するものとする。ただし、有している中学校教諭の普通免許状の教科の種類が音楽以外の場合は、音楽の単位を修得しなければならない。

ウ 中学校教諭二種免許状を受けようとする場合

有することを必要とする学校の免許状	在職年数	受けようとする免許状に関する勤務年数	最低修得単位数					合計
			教科に関する科目	教職に関する科目			教科又は教職に関する科目	
				教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目		
				各教科の指導法	道徳の指導法			
小学校教諭普通免許状	3以上	1	7	2	0	2	0	11
		2	5	1	0	2	0	8
		3以上	5	1	0	1	0	7
高等学校教諭普通免許状	3以上	1	0	1	1	1	3	6
		2以上	0	1	1	1	2	5

エ 高等学校教諭一種免許状を受けようとする場合

有することを必要とする学校の免許状	在職年数	受けようとする免許状に関する勤務年数	最低修得単位数				合計
			教職に関する科目			教科又は教職に関する科目	
			教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目		
			各教科の指導法				
中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）	3以上	1	1		2	6	9
		2以上	1		1	4	6

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4
---	--